

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年7月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	設備パトロールにおいて、計装用圧縮空気系供給空気ヘッダ計器入口弁(2台)のグランド部より空気の漏洩が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	設備パトロールにおいて、使用済樹脂系計装用圧縮空気元弁(5台)のグランド部より空気の漏洩が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、横行北限位置検出スイッチのレバーシャフトに歪みが認められたため、当該レバーシャフトを交換。	GⅢ	
4	4号機	燃料取替機の調査において、コンセントボックスに浸水事象による絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該コンセントボックスを交換。	GⅢ	
5	4号機	燃料交換機調査において、燃料交換機のキャスク西進限界内位置検出スイッチの絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該位置検出スイッチを交換。	GⅢ	
6	4号機	制御棒駆動水圧系駆動水流量調節弁Aにおいて、流量調節弁Aのポジション不良(開度調整不可)が認められたため、当該ポジション不良を点検・修理。	GⅢ	
7	4号機	制御棒駆動水圧系流量調節弁自動/手動切替装置(B)の手動側開度計において、弁全閉にも関わらず5%程度開表示する事象が認められたため、当該開度計を点検・修理。	GⅢ	
8	1・2号廃棄物処理設備	地下1階北側壁上部浄化槽配管において、水の滴下が認められたため、当該配管を点検・修理。	GⅢ	